

令和元(2019)年6月1日

お客様各位

兵庫県警察信用組合

休眠預金等活用法に基づく預金保険機構への移管対象となる預金等について

当組合は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第三条第一項の規定に基づき、預金保険機構への移管対象となる預金等について、次のとおり公告します。

対象となる預金等については、預金保険機構への納付の日をもって、預金債権が消滅することとなりますが、預金者等であった方は、当信用組合を通じて当該預金等に係る元本及び利子に相当する額の支払いを請求できます。

本件に関する詳細は、当組合までご照会下さい。

1 対象となる預金等

平成21(2009)年1月1日から平成21(2009)年9月30日までの間に最終異動日等のあった預金等

2 預金保険機構への納期限(※)

令和2(2020)年6月1日

(※) 法に基づく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日と異なります。

以上